

消費者

なかなか減らない「サクラサイト」の被害
〜親が気づかない「無料通話メールアプリ」に潜む罠〜



大学生になったA男さんは、始めたばかりのスマートフォンで無料通話やメールができるアプリを使っています。「友達募集掲示板」でB子さんを知り合い、メールの交換を始めました。その後、B子さんから「携帯が使えなくなった」とメールのやり取りができるブログを紹介され、会員になりました。

ところが、会員になったのは、出会い系サイトでした。「会員登録料に3000円」から始まり、「情報交換料で数万円」、「制限解除費に10数万円」など、サイトに次々と現金を振り込みました。おかしいと思いましたが、B子さんから、「お金は必ず会つて返す。A男さんに会いたい」などと交際をほめかすメールを受け、その後も次々と振り込んでしまいました。30万円以上になって、被害に遭ったと気づき消費者センターと警察へ相談しました。

未成年のA男さんは、振込明細、メールをすべて保存しており証拠がそろっていたため「未成年者取消」という制度で全額返してもらえましたが、多くの場合、返金は困難です。

このような「サクラサイト」と呼ばれるトラブルは以前、「芸能人の悩みを聞いて」といった手口が報道されましたが、最近では「助けて」「相談に乗って」「病気で余命が少ないので財産をもらって」などと人の心に付け込む手法で、市内でも幅広い年代のかたが被害に遭い、中には被害額が1000万円を超える事例もあります。

また、携帯電話の契約では18歳未満のかたの名義にするとフィルタリングがかかりますが、親名義ではどんなサイトへもアクセスできてしまいます。18歳未満のかたの契約は子ども名義で行いましょう。

おかしいなと思ったら早めに消費者センターへご相談ください。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。